

産地活性化総合対策事業のうち養蜂等振興強化推進事業 [拡充]

【2, 355(2, 049)百万円の内数】

対策のポイント

- ・養蜂振興のため、蜜源確保、熊被害の実態調査や蜜蜂の衛生・飼養管理技術の普及の取組を支援します。
- ・花粉交配用昆虫の安定確保のため、在来種マルハナバチの利用拡大に必要な取組を支援します。

<背景/課題>

- ・養蜂については、近年、蜜源植物の植栽面積が減少していることや、蜜蜂を農薬被害から退避させる場所が十分でない状況にあることから、蜜源確保が必要となっています。
- ・また、熊による盗蜜の被害が多く発生しており、その被害の把握と対策の検討などが必要となるとともに、ダニによる病気が増加していることなどから、衛生・飼養管理技術の普及が必要となっています。
- ・花粉交配用として広く利用されているセイヨウオオマルハナバチが平成18年に特定外来生物に指定され、既存の利用農家以外の飼養が禁止されたことなどを受け、施設園芸における花粉交配用昆虫の安定確保のためには、セイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの切替が急務となっています。

<主な内容>

(地区推進)

1. 蜜源植物の植栽支援

蜜源植物を確保し、蜂群の適正配置、農薬被害からの退避、熊被害の発生しにくい地区への転飼を推進するため、養蜂家を対象とした蜜源植物の植栽、管理に対して支援します。

2. 在来種マルハナバチの利用拡大支援

花粉交配用として在来種マルハナバチの利用拡大に取り組む地域に対して、先進地の情報収集や地域での利用実証・展示、農業者への利用技術講習会の開催等、地域での利用の拡大・普及に係る取組を支援します。

(全国推進)

3. 衛生・飼養管理技術向上支援 [拡充]

- ・養蜂関係者に対する衛生管理や農薬・熊被害防止等を進めるための飼養管理に関する講習・指導等、技術向上のための取組を支援します。
- ・熊被害が発生しにくい地区の環境も含めた熊被害の実態調査・分析、情報提供の取組等に対して支援します。

補助率：1及び3	定額
2	定額、1/2
事業実施主体：1	協議会
2	協議会等
3	民間団体等

お問い合わせ先：

1及び3の事業

生産局畜産振興課畜産技術室(03-3591-3656)

2の事業

生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室(03-3593-6496)

養蜂等振興強化推進事業

産地活性化総合対策事業

2,355 (2,049) 百万円の内数

養蜂等を取り巻く状況の変化

- 平成24年に養蜂を取り巻く状況の変化を踏まえて養蜂振興法を改正。
- 近年、蜜源植物の植栽面積は減少傾向で、農薬被害から蜜蜂を退避させたくても、採蜜可能な退避場所が十分に確保できない状況。
- 熊の盗蜜に伴う巣箱の破損被害が多く発生しており、転飼調整が困難になるとともに、周辺の農作物に対して、熊の被害を引き起こす懸念も拡大。
- ダニによる病気も増加しており、農薬被害防止対策とあわせて、蜜蜂を守るための衛生・飼養管理技術の普及が必要。
- 施設トマト等の授粉に広く利用されているセイヨウオオマルハナバチが平成18年に特定外来生物に指定。野外への逸出が問題となり、逸出防止対策が義務化されるとともに、既存の利用農家以外の飼養が禁止。
- 平成21年の花粉交配用蜜蜂不足による施設園芸農家の危機的状況は脱しているが、未だ、需給状況は逼迫。不足が起きれば、生産コストの増加等、経営に大きく影響。
- セイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの切替や、花粉交配用蜜蜂の需給状況に左右されない施設園芸産地体制の構築が必須。

(地区推進)

蜜源植物の植栽支援

蜜源植物を確保し、蜂群の適正配置、農薬被害からの退避、熊被害への対応を推進するため、養蜂家を対象とした蜜源植物の植栽・管理に対して支援

在来種マルハナバチの利用拡大支援

在来種マルハナバチの利用技術実証・展示に係る取組のほか、先進地視察・情報収集、農業者への講習会の開催や在来種マルハナバチの導入等の地域への普及に係る取組に対して支援

(全国推進)

衛生・飼養管理技術向上支援[拡充]

- ・ 養蜂関係者に対する衛生管理、農薬・熊被害防止等を進めるための飼養管理技術講習・指導への支援
- ・ 熊被害が発生しにくい地区の環境も含めた熊被害の実態調査・分析等の支援



○養蜂振興法の円滑な運用の推進

○花粉交配用昆虫の安定確保による施設園芸の体制強化

○蜜蜂の衛生・飼養管理の徹底による養蜂経営の安定

○養蜂等を通じ、所得の増加と地域の活性化

産地活性化総合対策事業のうち地鶏等生産振興推進事業

[新規]

【2, 355 (2, 049) 百万円の内数】

対策のポイント

増体性等に優れた地鶏を作出するため、素材鶏の能力強化を支援します。

<背景/課題>

- ・ 輸入鶏肉との差別化を図りつつ、国産鶏肉の海外輸出にも取り組んでいくためには、在来種の鶏を活用し、肉質面で特徴のある地鶏肉の生産基盤を強化していくことが重要です。
- ・ 各都道府県において在来種の改良が行われてきましたが、この在来種とかけ合わせて地鶏肉生産に用いられる「素材鶏」について、その産卵性や増体性の改善を図ることが大きな課題となっています。
- ・ このため、複数の都道府県で素材鶏を共有し、共同で素材鶏の能力を強化する取組を推進していく必要があります。

<主な内容>

1. 素材鶏の能力強化のための連絡調整会議

複数の都道府県が協力して素材鶏の能力を強化する体制を整備するため、民間団体等が実施する連絡調整会議の開催に対して支援します。

2. 素材鶏の共同評価を行う取組に対する支援

複数の都道府県が共同で実施する素材鶏の導入及び能力評価、導入した素材鶏を用いた組合せ検定による能力調査、地鶏肉の肉質評価に対して支援します。

補助率：1	定額
2	1 / 2
事業実施主体：1	民間団体等
2	複数の都道府県等で構成する協議会

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課畜産技術室（03-3591-3656）]

地鶏等生産振興推進事業

〔産地活性化総合対策事業 2,355 (2,049) 百万円の内数〕

地鶏肉を取りまく状況

- 輸入鶏肉との差別化を図りつつ、国産鶏肉の海外輸出にも取り組んでいくためには、肉質面で特徴のある地鶏肉の生産基盤強化が重要

〈課題〉

各県において在来種の改良が行われきたが、この在来種とかけ合わせて地鶏肉生産に用いられる「素材鶏」について、その産卵性や増体性の改善を図ることが必要

〈かけ合わせの一例〉

在来種の♂ × 在来種の特徴をさせる素材鶏の♀



種鶏



地鶏等

実用鶏

素材鶏の能力強化のための連絡調整会議

- ・ 共同で素材鶏の能力強化を進めるための連絡調整会議の開催

素材鶏の共同評価を行う取組に対しての支援

- ・ 素材鶏の導入及び能力評価
(例: 増体性に優れた軍鶏、産卵性の高いロードアイトレッド)
- ・ 導入した素材鶏を用いた組合せ検定による能力調査
(増体性、産卵性、育成率など)
- ・ 生産された地鶏肉の肉質評価(成分分析、官能評価)

在来種に優れた素材鶏を掛け合わせることで、肉質面で特徴のある次世代型の実用鶏を作成

○ 差別化が可能な地鶏肉の生産基盤の強化



東日本大震災農業生産対策交付金

(総務課生産推進室(内閣府復興庁計上))
【2,586(3,312)百万円の内数】

1 被災地における生産力の回復

- (1) 津波等の影響で生産力が低下した草地において、その生産性の回復に向けた機械・施設の復旧等を強化する以下の取組を支援します。
 - ・ 飼料播種機、収穫機等の機械のリース導入やバンカーサイロ、飼料保管庫、TMRセンター等の施設の復旧
 - ・ 放牧地や牧柵等の放牧関連施設の修理、再整備
- (2) 被災地域の畜産・酪農の産地再生・競争力の強化等を図るため、以下の自給飼料生産・調製体制の再編に関する取組を支援します。
 - ・ 草地除染対象地域の周辺地域における草地生産性向上対策
 - ・ 飼料生産組織の高度化に必要な機械のリース方式による導入

2 農畜産物の販売力の回復

- (1) 草地の原発事故に伴う放射性物質による汚染に対応するため、牧草の品種・品目転換や反転耕・深耕等を行うことにより放射性物質の影響を低減する吸収抑制対策の取組を支援します。
- (2) 被災地域の畜産経営の競争力を速やかに回復するために、以下の家畜の改良体制の再構築に資する取組を支援します。
 - ・ 地域の家畜改良の基礎となる高能力種畜の導入
 - ・ 性判別精液等を用いて生産した性判別受精卵の導入
 - ・ 高能力牛からの受精卵生産
 - ・ 牛群検定の活用による改良体制の回復
- (3) 被災地域の公共牧場の牧草地の再生利用を進めるため、以下の急傾斜地等での効率的・効果的に放射性物質の影響を低減する取組を支援します。
 - ・ 放射性物質の影響を低減する技術を組み合わせたモデル実証
 - ・ 公共牧場再生利用のための方策等を検討する推進会議等の開催
- (4) 農家等で一時保管されている放射性物質に汚染された牧草・牛ふん堆肥等の処理を推進するため、放射性セシウム濃度の再測定を行い、その処理方法や集中保管場所への移動の検討等を行う取組を支援します。

補助率：都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは1/2以内等)
事業実施主体：農業者の組織する団体等

お問い合わせ先：
1及び2(1)、(3)、(4)の事業：生産局飼料課(03-6744-2399)
2(2)の事業：生産局畜産振興課(03-6744-2587)

I 飼料自給率の向上

飼料自給率向上関連事業

飼料増産総合対策事業	1, 011	(1,011)	百万円
草地関連基盤整備<公共>	6, 197	(4,783)	百万円
飼料生産型酪農経営支援事業	6, 960	(6,800)	百万円
水田活用の直接支払交付金	315, 000	(307,775)	百万円の内数
米活用畜産物等ブランド化推進事業	35	(35)	百万円の内数
強い農業づくり交付金	20, 174	(20,785)	百万円の内数
農業労働力最適活用支援総合対策事業	150	(250)	百万円の内数

対策のポイント

国産飼料の一層の生産と着実な利用拡大により、飼料自給率の向上を図り、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

(飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ（牧草、青刈りとうもろこし、飼料用稲等を発酵させたもの）、稲わら等

② 濃厚飼料・・・穀類（とうもろこし、こうりゃん、大麦、飼料用米等）、糠類（ふすま、米ぬか等）、油粕類（大豆油粕、なたね油粕等）、エコフィード等

牛等の草食性家畜には粗飼料と濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏にはほとんど濃厚飼料のみを給与します。

濃厚飼料は、その大宗を海外から輸入しており、新興国等の穀物需要の増大や異常気象等により穀物の価格上昇や供給の不安定等が懸念されます。このため、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営の実現に向けて国産飼料の生産の拡大を進めています。

政策目標

飼料自給率の向上（26%（平成25年度） →40%（平成37年度））
飼料作付面積の拡大（89万ha（平成25年度） →108万ha（平成37年度））

<主な内容>

1 飼料増産総合対策事業 1,011（1,011）百万円

輸入飼料原料に過度に依存した畜産から国内の飼料生産基盤に立脚した畜産に転換するため、国産飼料の一層の生産と着実な利用拡大、飼料生産の外部化や食品残さ等の飼料利用の拡大の支援等により飼料自給率の向上を図り、力強い畜産経営を確立します。

(1) 草地生産性向上対策 277（290）百万円

- ① 草地の生産性向上を図るための草地改良
- ② 新品種等の優良飼料作物種子の活用促進
- ③ 飼料生産組織（コントラクター等）の飼料生産技術者の資質向上
- ④ 配合飼料給与量を低減させる粗飼料や濃厚飼料原料（イアコーン等）の国内生産・給与技術（スマートフィーディング）の実証
- ⑤ 公共牧場の新たな活用方法の検討にかかる取組等を支援します。

（補助率：定額、1/2以内、1/3以内）
事業実施主体：農業者集団、民間団体

[平成29年度予算の概要]

- (2) 国産粗飼料増産対策 564(551)百万円
- ① コントラクター等が地域の飼料生産の担い手として機能の高度化を図るため、国のガイドラインの方向に即し、飼料生産作業の集積等により生産機能の強化を図る取組
- ② コントラクター等による青刈りとうもろこしなどの栄養価の高い良質な粗飼料(高栄養粗飼料)の作付・利用拡大の取組
- ③ 省力化・低コスト化を図るため地域一体となった放牧の取組等を支援します。
- 〔補助率：定額、1/2以内、1/3以内〕
〔事業実施主体：農業者集団、民間団体〕

- (3) エコフィード増産対策事業 170(170)百万円
- エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化の促進、地域の関係者との連携による食品残さ等の飼料利用体制の構築、活用が進んでいない食品残さを原料としたエコフィードの増産等を支援します。
- 〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：農業者集団、民間団体〕

※ 上記事業以外の飼料対策

- 2 草地関連基盤整備<公共> (農村振興局計上)
6,197(4,783)百万円
- 畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進します。
- 〔農業農村整備事業で実施〕
〔国費率、補助率：2/3、1/2等〕
〔事業実施主体：国、都道府県、事業指定法人〕

- 3 飼料生産型酪農経営支援事業 (畜産企画課計上)
6,960(6,800)百万円
- 自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金(1.5万円/1ha)を交付します。
- また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金(3万円/1ha)を追加交付します。
- 〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：都道府県協議会、生乳生産者〕

4 水田活用の直接支払交付金（飼料関連部分）（政策統括官穀物課計上）
315,000（307,775）百万円の内数

水田を活用して、飼料作物、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲等を生産する農業者に対し、交付金を直接交付します。併せて、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します。

(1) 戦略作物助成

- ・ 飼料作物 交付単価： 35,000円/10a
- ・ 稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲） 交付単価： 80,000円/10a
- ・ 飼料用米 交付単価： 収量に応じ、55,000～
105,000円/10a

(2) 産地交付金 101,572（80,555）百万円の内数

（ 交付率：定額
交付先：農業者、集落営農 ）

5 米活用畜産物等ブランド化推進事業

(1) 米活用畜産物等ブランド展開事業（政策統括官穀物課計上）
24（24）百万円

飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物など、米を利用した新たな食品のブランド化による需要の拡大を図るため、検討会の開催、生産流通実態の調査、販路開拓・販売促進に要する経費を支援します。

（ 補助率：定額（1/2相当）
事業実施主体：協議会 ）

(2) 米活用畜産物等全国展開事業（政策統括官穀物課計上）
11（11）百万円

飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物など、米を利用した新たな食品の全国的な認知度向上を図る上で必要となる検討会の開催、ブランド化のためのPRロゴマークの普及、市場調査、特色ある地域での取組事例等の情報収集・発信、フェアの開催に要する経費を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

6 強い農業づくり交付金（総務課生産推進室計上）
20,174（20,785）百万円の内数

地方の高い自主性と裁量に基づく飼料増産に向けて、簡易作付条件整備等の飼料基盤整備、放牧関連施設、国産粗飼料や飼料用米の生産・調製・保管施設の整備等の取組を支援します。

（ 交付率：都道府県への交付率は定額
（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等 ）

7 農業労働力最適活用支援総合対策事業（技術普及課計上）
150（250）百万円の内数

産地単位で、生産者団体や市町村等の関係者が構成員となって「労働力確保戦略センター」を立ち上げ、労働力の募集や産地への派遣、農業サービス事業者による農作業の外部化や援農隊による労働力の提供など、産地の発意と自主的な活動に基づいた、戦略的・実践的に労働力を確保・活用するための取組を支援します。

（ 交付率：1/2等
事業実施主体：生産者団体・市町村・農業者等からなる協議会等 ）

飼料増産総合対策事業

【1,011(1,011)百万円】

草地生産性向上対策

【277(290)百万円】

対策のポイント

生産性の低下した草地の土壌分析等による草地改良や優良飼料作物種子の活用を進めるための品種特性調査、飼料作物種子・飼料用稲専用品種種子の調整保管及び飼料生産技術者の資質向上等を支援します。

<背景/課題>

(飼料自給率の向上)

- ・ 畜産物の生産コストに占める飼料費の割合は、酪農及び肉用牛生産で約4割となっており、飼料価格の上昇は、畜産経営に大きく影響します。このため、飼料作物作付面積の拡大と単収向上を図り、飼料自給率を向上させることが必要です。
- ・ 飼料作物の生産拡大のためには、草地における大幅な収量増を図るための草地改良の推進やその効果を最大限引き出すための優良飼料作物種子の活用、飼料生産技術者の資質向上等を推進することが必要です。

政策目標

飼料自給率の向上(26%(平成25年度) →40%(平成37年度))
飼料作付面積の拡大(89万ha(平成25年度) →108万ha(平成37年度))

<主な内容>

1 事業内容

(1) 生産性向上のための草地改良

土壌分析に基づく施肥や地域に適合した牧草等の優良品種の導入による草地改良の取組を支援します。

【補助率：1/2以内、1/3以内】

(2) 優良飼料作物種子の活用・放牧技術等の向上

優良飼料作物種子の普及を進めるための品種特性調査、新品種等の優良飼料作物種子の活用、飼料生産・放牧に関する技術の向上に向けた取組を支援します。

【補助率：定額】

(3) 飼料作物種子の調整保管

飼料作物種子及び飼料用稲専用品種種子について安定供給を図るための調整保管を支援します。

【補助率：定額】

(4) 自給飼料生産技術向上(拡充)

飼料生産技術者の資質向上を図る取組、配合飼料給与量を低減させる粗飼料や濃厚飼料原料(イアコーン等)の国内生産・給与技術(スマートフィーディング)の実証、公共牧場の新たな活用方法の検討にかかる取組を支援します。

【補助率：定額、1/2以内】

2 事業実施主体

農業者集団((1)の事業)
民間団体((1)以外の事業)

[お問い合わせ先：生産局畜産部飼料課 (03-6744-2399)]

国産粗飼料増産対策

【564（551）百万円】

対策のポイント
コントラクター等の機能高度化による国産粗飼料の生産・利用拡大、放牧を活用した飼養管理の省力化・低コスト化の取組等を支援します。

<背景/課題>

（飼料生産組織の機能高度化）

- ・ 国産粗飼料の生産・利用の拡大を図るためには、飼料生産組織（コントラクター等）が、従来の「畜産農家から飼料生産作業を受託する組織」の枠を越え、作業の集積による飼料生産機能の強化など、地域の飼料生産を担える機能を備えた組織に生まれ変わることが必要です。

（高栄養粗飼料の増産）

- ・ 輸入穀物等の価格高騰による畜産経営への影響を軽減するためには、栄養価の高い良質な粗飼料（青刈りとうもろこしやアルファルファ等）の生産拡大により、配合飼料の利用削減を促進することが重要です。
- ・ 栄養価の高い良質な粗飼料の作付・収穫・調製にかかるコストや労働負荷の軽減を図るためには、コントラクターやTMRセンターによる効率的な生産・供給体制を構築することが必要です。

（肉用繁殖牛・乳用牛の放牧の推進）

- ・ 草地や中山間地域等の不作付地等の土地資源を有効に活用し、酪農・肉用牛繁殖経営の省力化、低コスト化を図るためには、地域が一体となって放牧の取組を推進することが重要です。

政策目標

飼料自給率の向上（26%（平成25年度） →40%（平成37年度））
飼料作付面積の拡大（89万ha（平成25年度） →108万ha（平成37年度））

<主な内容>

1 事業内容

（1）飼料生産組織機能高度化

飼料生産組織（コントラクター等）が、地域の飼料生産の担い手としての機能を発揮するため、国が示したガイドラインの方向に即し、作業の集積による飼料生産機能、自給飼料生産が困難な地域への供給機能、草地コンサルタント機能等を高度化する取組に対して支援します。

【補助率：定額、1／2以内】

（2）高栄養粗飼料増産対策

コントラクターやTMRセンターによる栄養価の高い良質な粗飼料の生産・利用拡大による配合飼料の軽減を図るため、青刈りとうもろこし等の高エネルギーな飼料作物の前年からの拡大やアルファルファ等の高タンパク質なマメ科牧草の追播面積に応じて支援します。

【補助率：定額】

（3）地域づくり放牧推進事業

省力化・低コスト化を図るため、レンタカウを活用した肉用繁殖雌牛の放牧の取組や地域一体となった放牧酪農技術の向上の取組に対して支援します。

【補助率：定額、1／2以内、1／3以内】

2 事業実施主体

農業者集団、民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産部飼料課（03-3502-5993）]

エコフィード増産対策

【170（170）百万円】

対策のポイント
未だ活用されずに廃棄処分されている食品残さ等の飼料利用を推進します。

<背景／課題>

- ・ 食品残さ等を活用した飼料（エコフィード）の生産・利用は、食品リサイクルにおける資源の有効利用や飼料自給率を向上する手段としてだけでなく、近年の輸入飼料原料価格が不安定な情勢において、畜産経営コストの多くを占める飼料費を削減する手段としても、重要性が高まっています。
- ・ 今後、更なるエコフィードの生産・利用の拡大を図るためには、小売・外食産業等における食品残さ等の分別や、エコフィード利用畜産物の販売・流通を介し、小売・外食事業者等と飼料化事業者、畜産農家等が連携した食品残さ等の分別、生産、流通・販売の事業モデルの確立・普及により、エコフィードの生産・利用の推進を図る必要があります。

政策目標
飼料自給率の向上 （26%（平成25年度）→40%（平成37年度））

<主な内容>

1 事業内容

- (1) エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化の促進
エコフィード利用畜産物の差別化のための生産技術、流通・販売に係る実証調査・普及を支援します。
【補助率：定額】
- (2) 食品残さ等の飼料利用体制の構築
関係者の連携により食品残さ等の飼料利用体制を構築する取組を支援します。
【補助率：定額】
- (3) エコフィードの生産拡大
活用が進んでいない食品残さ等を原料としてエコフィードを増産する取組を支援します。
【補助率：定額、1／2以内】

2 事業実施主体

農業者集団、民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産部飼料課 （03-6744-7193）]

- 輸入飼料原料への依存体質から脱却し、国内の飼料生産基盤に立脚した畜産経営を実現するため、国産飼料の生産・利用を拡大
- 飼料作物の増産に向けて、作付拡大、生産性向上及び生産体制の強化等を推進

草地生産性向上対策 (277百万円)

- 生産性向上のための草地改良
- 優良飼料作物種子の活用・放牧技術等の向上
- 飼料作物種子・飼料用稲種子の調整保管
- 自給飼料生産技術向上の支援（イアコーン等の技術実証等、公共牧場の新たな活用方法の検討等）

（補助率：定額、1/2以内、1/3以内）

注：イアコーンとは、子実、芯、穂皮からなる雌穂(しすい)



高位生産草地



飼料生産技術者の技術向上



種子の調整保管



濃厚飼料原料（イアコーン等）の技術実証等

国産粗飼料増産対策 (564百万円)

- コントラクター等が飼料生産の担い手としての役割を発揮するための生産機能を高度化する取組への支援
- 飼料生産組織による栄養価の高い良質な粗飼料（とうもろこし等）の生産・利用を拡大する取組への支援
- 省力化・低コスト化を図るための地域一体となった放牧の取組への支援

（補助率：定額、1/2以内、1/3以内）



コントラクターの高度化



乳用牛の集約放牧



肉用繁殖牛の放牧

エコフィード増産対策 (170百万円)

- エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化促進
- 地域の関係者の連携による食品残さ等の飼料利用体制の構築
- 活用が進んでいない食品残さ等によるエコフィードの増産

（補助率：定額、1/2以内）



エコフィードの品質向上



エコフィード利用畜産物の差別化



Ⅱ 飼料穀物の安定供給

飼料穀物備蓄対策事業

【1,750(1,766)百万円】

対策のポイント

畜産農家への配合飼料の安定供給を図るため、飼料穀物の備蓄の取組を推進します。

<背景/課題>

- 我が国畜産経営の大宗が利用している配合飼料は、輸入依存度の高い飼料穀物を主原料としています。
- このため、不測の事態における海外からの飼料原料の供給遅滞・途絶や国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激なひっ迫等に備え、飼料穀物の備蓄が必要です。
 - 飼料穀物の輸入依存度・・・とうもろこし(100%)、こうりゃん(100%)
 - 配合飼料の原料割合(H27年度)・・・とうもろこし(46%)、こうりゃん(3%)

(これまでの対応事例)

- 平成10年6月～
降雨量減少の影響で、米国から日本へ輸送される飼料穀物の大宗が通過するパナマ運河で長期間低水位状態が続き、運送事情が悪化した事態に対応。
- 平成17年9月～
米国における飼料穀物の主要輸出港であるニューオーリンズをハリケーン「カトリーナ」が襲来し、飼料穀物の積み出しが一時的に途絶したことから、飼料穀物の需給のひっ迫が懸念された事態に対応。
- 平成23年3月～
東日本大震災により、東北地方の配合飼料工場が被害を受け、飼料供給がひっ迫した事態に対応し、他地域の飼料工場での配合飼料の増産と東北地方への円滑な供給を支援。
- 平成24年10月～
飼料用とうもろこしの調達先の多元化に伴い、南米等の脆弱なインフラ等に起因する輸送遅延が生じた事態に対応。
- 平成25年7月～
前年の飼料穀物の不作を受け、新穀の出回りまでの期間において、端境期における短期的な需給ひっ迫に対応。

政策目標

不測の事態にあっても、畜産農家に安定的に配合飼料を供給

<主な内容>

1 事業内容

民間が事業継続計画(BCP)に基づいて実施する飼料穀物の備蓄をはじめとする配合飼料の安定供給のための取組に対し、その費用の一部を支援します。

また、非常時における円滑な対応を図るため、関係者の連携体制の強化に向けた協議会の開催や、原料の利用・配合飼料の生産状況の調査等の取組を支援します。

【補助率：5/17以内、1/3以内、定額】

2 事業実施主体

民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産部飼料課 (03-3591-6745)]

Ⅲ 東日本大震災からの復旧・復興対策

東日本大震災農業生産対策交付金（再掲）

（総務課生産推進室（内閣府復興庁計上））

2, 586（3, 312）百万円の内数

1 被災地における生産力の回復

- (1) 津波等の影響で生産力が低下した草地において、その生産性の回復に向けた機械・施設の復旧等を強化する以下の取組を支援します。
 - ・ 飼料播種機、収穫機等の機械のリース導入やバンカーサイロ、飼料保管庫、TMRセンター等の施設の復旧
 - ・ 放牧地や牧柵等の放牧関連施設の修理、再整備
- (2) 被災地域の畜産・酪農の産地再生・競争力の強化等を図るため、以下の自給飼料生産・調製体制の再編に関する取組を支援します。
 - ・ 草地除染対象地域の周辺地域における草地生産性向上対策
 - ・ 飼料生産組織の高度化に必要な機械のリース方式による導入

2 農畜産物の販売力の回復

- (1) 草地の原発事故に伴う放射性物質による汚染に対応するため、牧草の品種・品目転換や反転耕・深耕等を行うことにより放射性物質の影響を低減する吸収抑制対策の取組を支援します。
- (2) 被災地域の畜産経営の競争力を速やかに回復するために、以下の家畜の改良体制の再構築に資する取組を支援します。
 - ・ 地域の家畜改良の基礎となる高能力種畜の導入
 - ・ 性判別精液等を用いて生産した性判別受精卵の導入
 - ・ 高能力牛からの受精卵生産
 - ・ 牛群検定の活用による改良体制の回復
- (3) 被災地域の公共牧場の牧草地の再生利用を進めるため、以下の急傾斜地等での効率的・効果的に放射性物質の影響を低減する取組を支援します。
 - ・ 放射性物質の影響を低減する技術を組み合わせたモデル実証
 - ・ 公共牧場再生利用のための方策等を検討する推進会議等の開催
- (4) 農家等で一時保管されている放射性物質に汚染された牧草・牛ふん堆肥等の処理を推進するため、放射性セシウム濃度の再測定を行い、その処理方法や集中保管場所への移動の検討等を行う取組を支援します。

補助率：都道府県への交付率は定額
（事業実施主体へは1/2以内等）
事業実施主体：農業者の組織する団体等

お問い合わせ先：
1 及び 2 (1)、(3)、(4) の事業：生産局飼料課（03-6744-2399）
2 (2) の事業：生産局畜産振興課（03-6744-2587）

酪農経営安定対策

【(所要額) 43,959 (37,373) 百万円】

対策のポイント

加工原料乳について生産者補給金を交付するとともに、加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行います。

<背景/課題>

- 酪農においては、加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等向け生乳）について生産者補給金を交付するとともに、加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行うことにより、全国の酪農経営の安定を図ることが必要です。

政策目標

経営の安定化により生産数量を維持・拡大

<主な内容>

1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金の交付

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、加工原料乳地域における生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳について生産者補給金を交付します。

加工原料乳生産者補給金[所要額] 36,991 (30,564) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構

2. 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填

加工原料乳の取引価格が補填基準価格（過去3年間の取引価格の平均）を下回った場合に、生産者に補填金（低落分の8割）を交付する事業を引き続き実施します。

加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続[推進事務費] 9 (9) 百万円
補助率：定額、3/4以内、1/2以内
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、指定生乳生産者団体

3. 飼料生産型酪農経営支援事業

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家（自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じて交付金（1.5万円/1ha）を交付します。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金（3万円/1ha）を追加交付します。

飼料生産型酪農経営支援事業 6,960 (6,800) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県協議会、生乳生産者

お問い合わせ先：

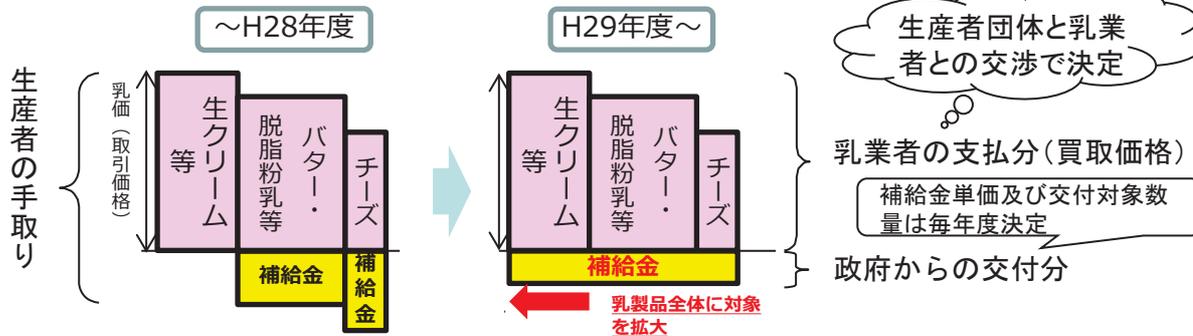
1、2の事業 生産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987)
3の事業 生産局畜産企画課 (03-3502-5979)

酪農の経営安定対策について

加工原料乳生産者補給金制度

加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。(※生クリーム等の液状乳製品向け生乳を制度の対象に追加した上で、補給金単価を一本化。)

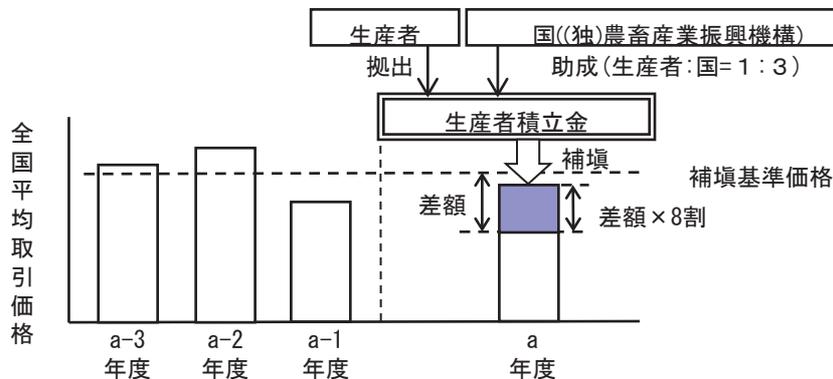
29年度加工原料乳生産者補給金単価10.56円/kg、交付対象数量350万トン



加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。

(※加工原料乳生産者補給金にあわせて、生クリーム等の液状乳製品向け生乳を対象に追加。)



飼料生産型酪農経営支援事業

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付(1.5万円/1ha)。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金を追加交付(3万円/1ha)。

○ 対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

○ 交付金単価

- ・ 飼料作付面積 1.5万円/1ha
- ・ 飼料作付の拡大面積 1.5万円+3万円/1ha(追加交付)

国産牛乳乳製品需要・消費拡大対策

【755（755）百万円】

対策のポイント

安全で品質の高い国産牛乳を学校給食用に安定的かつ効率的に供給すること等により、生乳需要の維持・拡大を図ります。

<背景／課題>

- ・条件不利地域への学校給食用牛乳の供給を支援して安定的な生乳需要を確保するとともに、学校給食における牛乳の利用を拡大することが必要です。
- ・また、乳製品国際規格に我が国の意見を反映させるための活動を進めることが重要となっています。

政策目標

- 収益性の向上による生産基盤の強化
- 学校給食で約40万klの牛乳の需要量を確保

<主な内容>

1. 学校給食用牛乳の安定供給等への支援

- ① 遠隔地、離島など供給条件が不利な地域への学校給食用牛乳の供給を支援します。
- ② 自県産生乳を用いた低温殺菌牛乳の学校給食での供給を支援します。
- ③ 小中学校等の学校給食における牛乳の新規飲用を支援します。

学校給食用牛乳供給推進事業
744（744）百万円
補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：乳業者、生産者等が構成する組織

2. 乳製品国際規格策定のための支援

生乳需給の安定を図るとともに、乳製品の需要拡大を図るため、乳製品国際規格に我が国の意見を反映させるための活動を支援します。

乳製品国際規格策定活動支援事業
11（11）百万円
補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：（公財）日本乳業技術協会

[お問い合わせ先：生産局牛乳乳製品課（03-3502-5987）]

乳業等の再編・合理化に向けた取組への支援

【強い農業づくり交付金 20,174(20,785)百万円の内数】

【産地活性化総合対策事業 2,355(2,049)百万円の内数】

対策のポイント

国産畜産物の安定供給や畜産物の産地における収益力向上を図るため、生乳や牛乳・乳製品の流通の合理化・効率化等に向けた取組を支援します。

<背景/課題>

- ・指定生乳生産者団体（指定団体）の更なる生乳流通コストの低減と機能強化のためには、集送乳の一元化と需給調整機能の強化を加速することが必要です。
- ・また、飲用牛乳の消費が低迷する中、酪農家の経営安定に資するために、乳業工場の再編・合理化と衛生管理の向上を図ること等により、中小乳業の経営体質を強化することが必要です。

政策目標

収益性の向上による生産基盤の強化

<主な内容>

1. 牛乳・乳製品の安定供給のための施設整備への支援

集送乳の指定団体への一元化による生乳流通コストの低減を図るとともに、中小乳業の製造販売コストの低減や衛生水準の高度化を図るため、クーラーステーションや乳業工場の施設の新増設・廃棄、新増設を伴わない場合の乳業工場の廃棄等を支援します。

強い農業づくり交付金 20,174(20,785)百万円の内数
交付率：都道府県の交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の1/2、1/3、1/4、1/5以内)
事業実施主体：農業者団体、指定団体、事業協同組合、協議会等

2. 収益力向上のためのソフト面の取組への支援

集送乳の効率化や乳業の再編整備に向けた取組を着実に推進するため、地域における課題の把握・検討、具体的な計画の策定、従業員の合理化への取組等を支援します。

産地活性化総合対策事業 2,355(2,049)百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：協議会等

[お問い合わせ先：生産局牛乳乳製品課(03-3502-5987)]

食肉等の流通合理化に向けた取組への支援

【強い農業づくり交付金 20,174(20,785)百万円の内数】

【産地活性化総合対策事業のうち産地収益力増強支援事業のうち

食肉等産地育成強化推進事業 2,355(2,049)百万円の内数】

対策のポイント

国産畜産物の安定供給や畜産物の産地育成を図るため、家畜及び食肉等の流通の合理化・効率化に向けた流通処理施設の整備等の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・農業従事者の高齢化等に伴う家畜の生産構造の変化や国民の健康志向の高まり等を背景とする食肉等の消費構造の変化を踏まえ、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産食肉等を安定的に供給する体制の構築が課題となっています。
- ・このため、食肉等流通処理施設(産地食肉センター、食鳥・鶏卵処理施設、家畜市場)の整備により、家畜及び食肉等の流通・処理システムの効率化によるコストの低減や衛生的で高度な処理体制の構築等を図るとともに、販売企画力や食肉等処理加工技術力の強化等、畜産物の産地におけるソフト面での取組の推進が必要です。

政策目標

「食料・農業・農村基本計画」において設定された、需要に応じた生産努力目標の達成

○牛肉の生産量(51万トン(25年度)→52万トン(37年度))

○豚肉の生産量(131万トン(25年度)→131万トン(37年度))

○鶏肉の生産量(146万トン(25年度)→146万トン(37年度))

○鶏卵の生産量(252万トン(25年度)→241万トン(37年度))

<主な内容>

1. 食肉等の安定供給のための施設整備への支援

安全で高品質な国産食肉等の供給体制を構築するため、流通・処理コストの低減や製品の高付加価値化等に必要な食肉等流通処理施設の整備を支援します。

強い農業づくり交付金 20,174(20,785)百万円の内数
交付率：都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/3以内等)
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体、事業協同組合等

2. 産地育成のためのソフト面の取組への支援

畜産物の産地育成のため、産地の関係者が作成した計画等に基づき、産地の販売企画力、食肉処理加工技術力、人材育成力の強化を図るとともに、地域における食肉等の流通合理化など産地育成に向けた検討を行うソフト面の取組を支援します。

産地活性化総合対策事業のうち産地収益力増強支援事業のうち
食肉等産地育成強化推進事業 2,355(2,049)百万円の内数
補助率：事業費の1/2以内
事業実施主体：協議会

[お問い合わせ先：生産局畜産部食肉鶏卵課 (03-6744-2130)]

鶏卵生産者経営安定対策事業

【4,862(5,189)百万円】

対策のポイント

鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組を支援し、採卵養鶏経営と鶏卵価格の安定を図ります。

<背景／課題>

鶏卵の需給・価格は季節的に変動することに加え、供給過剰を起こし易い生産の実態にあります。このため需給・価格の変動に応じ、鶏卵の価格差補填や需給改善を推進する取組を支援し、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図る必要があります。

政策目標

食料・農業・農村基本計画における生産努力目標の達成
241万t(37年度)

<主な内容>

1. 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の標準取引価格(月毎)が補填基準価格を下回った場合、その差額(補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。)の9割を補填します。

2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の標準取引価格(日毎)が通常の変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対して、奨励金を交付します。

〔補助率：定額、3/4以内、1/4以内〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

[お問い合わせ先：生産局畜産部食肉鶏卵課(03-3502-5990)]